

インフルエンザによる出席停止について

お子さまがインフルエンザに感染したとの連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなります。出席停止期間は、下記の表のとおりとなっておりますので、ご確認の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお再登校の際には、裏面「インフルエンザによる出席停止報告書」を保護者が記入し、児童・生徒が学校まで提出してください。

■インフルエンザ発症から再登校まで

- ① インフルエンザ様症状あり
- ② 医療機関受診でインフルエンザ感染判明
- ③ 学校へ電話で「感染判明・再登校予定日」等を報告
- ④ 「インフルエンザによる出席停止報告書」を学校から受け取る（学校HPからもダウンロード可）
- ⑤ 期間中は毎日、体温等必要事項を記入
- ⑥ 再登校初日に、児童・生徒が報告書を持参・提出

<参考> ※学校保健安全法では出席停止の期間を次のように定めております。

	病 名	出 席 停 止 の 期 間
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	軽快した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等が感染の恐れがなくなると認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等が感染の恐れがなくなると認めるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医等が感染の恐れがなくなると認めるまで

